

「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称・案）」に対する パブリック・コメント（意見募集）結果

1. 案 件

「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称・案）」

2. 募集期間

令和7年12月17日（水）～令和8年1月6日（火）

3. 意見の件数（意見提出者数）

45件（8人）

4. 意見等の概要と意見に対する市の考え方

No	意見の概要	件数	市の考え方
1	本計画の計画期間を3年間とし、次回改定時に「男女共同参画パートナーシッププラン」と一体的な計画とすることで本計画の内容や趣旨、基本的な考え方が一般化、簡略化されてしまい後退するのではないかと懸念。また、位置づけが弱くなってしまうこと。さらに、名称から「DV防止と被害者支援」「困難な問題を抱える女性の支援」に関わる計画であることが分かりにくくなることを懸念します。	7件	「男女共同参画パートナーシッププラン」と一体的な計画とすることで男女共同参画の施策との整合性を高め、より実効性のある施策を構築するためであります。本計画の目標やDVが許されるものではないという姿勢、被害者の安全確保を最優先する考え方が後退することはなく、「男女共同参画パートナーシッププラン」の次回改定時につきましても名称も含め明確にできるよう検討してまいります。
2	「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」の計画名称について、「第4次蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画・第1次蕨市困難な問題を抱える女性支援基本計画」と正式名称を併記し略称も分ける形としてはいかがでしょうか。また、「蕨市DV防止基本計画」からDV対策へ名称が変更されていますが、「防止」という言葉には、被害が起きてから対応するだけでなく、社会全体で暴力を生まない関係性をつくるという前向きな意味があるため、「防止」を残した方が計画の趣旨に合うものとなると思います。	7件	計画名称につきましては、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第4次）・蕨市困難な問題を抱える女性支援基本計画（第1次）」とし、併記いたします。 また、本計画では、DVの未然防止に加え、被害を受けた方の早期発見及び相談支援や安全確保、自立支援までを含めた包括的な施策を位置付けていることから、「DV対策」としてまいります。

3	本文中の右上に付されている「*」について、注釈や用語解説が現時点では確認できません。後日、追加する予定であれば、その旨を明記していただきたいです。	4件	明記がもれてしまいましたが、「*」の説明につきましては、資料編の用語の解説において掲載を予定しております。
4	「困難な問題を抱える女性支援法」の画期的な点は、①目的・基本理念の大転換、②国・地方公共団体の責務を明記、③民間と行政の協働による支援です。そうした趣旨を、市に寄せて、基本計画に入れるべきではないでしょうか。	1件	<p>①②につきましては、＜計画策定の趣旨＞に以下を追記します。</p> <p>『＜計画策定の趣旨＞ 令和4（2022）年5月に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、令和5（2023）年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が公示されました。この方針では、政策的に関連の深い他の計画（「DV防止法」に規定する市町村基本計画等）と一体的に策定することができることとされています。また、令和6（2024）年4月から施行された「女性支援新法」第8条において、市町村は基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案した基本的な計画を定めることが努力義務とされています。</p> <p>本計画は、現行の「蕨市DV防止基本計画（第3次）」の計画期間が令和7（2025）年度末をもって終了するにあたり、DV被害者や困難な問題を抱える女性を取り巻く課題は多様化・複雑化している状況を踏まえ、これまでの「蕨市DV防止基本計画」に基づく、切れ目のない支援及びDV防止対策を推進するため、新たなDV防止基本計画として策定するとともに、政策的な関連性が大きい困難な問題を抱える女性への支援計画の両計画を一体化し、「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定します。』</p> <p>また、これまでの「蕨市DV防止基本計画（第3次）」の＜計画策定の経緯＞を追加しさらに、以下を追記します。</p> <p>『＜計画策定の経緯＞ （1）国における経緯</p>

		<p>一方で、女性を取り巻く状況は時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から「女性支援新法」へ移行する法整備が行われ、令和6（2024）年4月に施行されることになりました。これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換されました。</p> <p>（2）埼玉県における経緯</p> <p>令和4（2022）年度策定の「埼玉県DV防止基本計画（第5次）」においては、DVと児童虐待が併存する事案への対応が急務となっていることから、令和2（2020）年にDV防止法が改正され、更なるDV対応と児童虐待対応の連携強化が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどによりDVの問題が浮き彫りとなっていることから、これまでの取り組みを一層進めるとともに、市町村の取り組みに対する支援を充実してきました。</p> <p>一方で、「女性支援新法」に基づき、令和6（2024）年度策定の「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」においては、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定し、女性支援をより一層推進することとしています。</p> <p>（3）蕨市における経緯</p> <p>令和6（2024）年度に策定した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）計画（令和6（2024）年度～15（2033）年度）」では、「暴力の根絶と被害者支援」を基本方針として掲げ、「蕨市DV防止基本計画」を一層推進していくこととしています。このたびの「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定にあたっては、</p>
--	--	--

			<p>近年の社会情勢の状況を踏まえ、DV対策の一層の推進と困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するために、「蕨市男女共同参画推進委員会」、「蕨市男女平等行政推進会議」、「蕨市DV対策庁内連絡会」において素案の検討を重ね、素案に対して広く市民の意見を伺うために、令和7（2025）年12月から令和8（2026）年1月にかけてパブリック・コメント*を実施しました。』</p> <p>③につきましては、「蕨市DV対策及び困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称・案）」の「基本目標4 関係機関との連携強化及び体制の充実」に記載のとおりとします。</p>
5	<p>「計画策定の趣旨」に「計画策定の経緯」も示されており、「蕨市DV防止基本計画（第3次）」に記載されていた「計画策定の経緯」が本計画では省かれているが、趣旨では、「なぜ計画を策定するのか」や「計画では何を指すのか」を明確にし、取り組みや到達点がわかる記載を検討してください。</p> <p>経緯は、計画の背景を理解する上で重要な部分であるため、別立ての方が分かり易いと思います。</p>	6件	<p>「計画策定の趣旨」、「計画策定の経緯」を追記します。（※No.4参照）</p> <p>また、「計画策定の経緯」を別立てで追加します。（※No.4参照）</p>
6	<p>計画の目標及び基本目標、施策の「暴力根絶」という表現が抽象的であるため、本計画が対象とする「配偶者等からの暴力及び女性に対する暴力」と明確に修正すべきです。</p>	2件	<p>計画の目標を「DV被害者及び困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるまちづくり」と修正し、基本目標1「DV防止と女性の人権尊重を目指す教育及び意識啓発」、施策1「DV防止のための意識啓発と理解の促進」、施策2「DV防止のための教育の充実」に修正します。</p>
7	<p>DVをなくし被害者への救済をさらに充実させるとともに、「困難な問題を抱える全ての女性が対象に位置付けられる」にふさわしい課題をもう少し具体的に書くべきではないでしょうか。</p>	1件	<p>本計画の目標を「DV被害者及び困難な問題を抱える女性が安心かつ自立して暮らせるまちづくり」と修正し、計画の対象を具体的にすることや個々の状況に応じた柔軟な支援が図れるよう、基本的な考え方及び施策体系等に記載することで実効性のある施策の推進を図り、本計画全体で取り組んでまいります。</p>

8	DV被害者と困難女性支援対象者を「支援対象者」と一括りにするのではなく、併記し、必要に応じて区別と整理をする。特に、DV被害者については、女性と男性で支援内容が異なる場合があり、分けて記載すべきです。	3件	計画の対象の整理につきましては、「DV被害者」、「困難な問題を抱える女性」、「支援対象者」の表記を用います。 また、DV被害者への支援については、個々の状況に応じて判断し、支援するものと考えており、性別により支援を分けることで、支援内容を固定化する可能性があるため現行案のとおりとします。
9	施策について、DV被害者は「早期発見」、困難女性支援対象者は「早期把握」とするなどの用語の使い分けが必要です。 また、施策及び事業ごとに、「DV被害者」「困難女性支援対象者」「両方」なのかを明記してください。	3件	「早期把握」については、「早期発見」をした上で、状況を理解し、支援に繋げることと認識しており、事業及び施策において対応しております。 また、計画の対象を整理します。※(No.8参照)
10	「基本的な考え方」の「計画の対象」について、DVの種類が具体例のみとなっているため、内閣府の「配偶者からの暴力被害者支援情報」に記載されている定義を掲載すること、また、DV防止基本計画は男女双方を対象とし、困難女性支援基本計画は女性を対象という整理をすべきです。	3件	4基本的な考え方(1)計画の対象にDVの種類についての定義を追記します。 また、計画の対象を整理します。※(No.8参照)
11	困難女性支援の対象が抽象的であるため、具体例を本文又はコラム等で明示すべきです。また、相談窓口がイメージできるような記載などを検討してください。	3件	4基本的な考え方(1)計画の対象に以下を追記します。 『「女性支援新法」では、年齢、障害の有無、国籍等問わず、様々な理由で生きづらさを抱える女性(そのおそれがある女性を含む。)は誰でも、この法律の対象になります。 <u>経済的困窮</u> <u>DVや虐待</u> <u>孤立・孤独</u> <u>性的な被害</u> <u>予期せぬ妊娠</u> ※図で説明 「自分は支援を受ける立場にない」「サポートを受けるほど自分はひどくない」そんなふう思わず、まずは誰かに相談してみましよう。』 さらに、相談窓口を追記します。
12	国の困難女性支援方針では、定量的な基本目標の設定が求められています。本計画には示されていませんが、設定しない理由、または今後の検討方針を明確にしてください。	2件	本計画の上位計画である蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次)の基本方針6「暴力の根絶と被害者支援」において、「デートDV防止の啓発等の実施事業数」及び「市役所にDVの相談窓口があることを知っている市民の割合」を取り組み項目の指標として

			おります。また、DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援については、相談のしやすさや安全確保といった数値化が必ずしも支援の成果を適切には表さないことがあることから、本計画では定量的な設定を見送っております。
13	女性支援法と基本計画の一つの重要な柱は、女性への支援の鍵を握る「女性相談支援員」を全市町村に配置することをめざしています。この支援員の処遇改善、身分を保障し、拡充することが蕨市でも必要ではないでしょうか。	1件	「女性相談支援員」の処遇改善、身分を保障し、拡充することにつきましては、積極的に取り組んでまいります。
14	国の基本計画では、「市町村は市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働の女性支援を積極的に担うことに努める」としています。相談窓口の充実とともに民間団体との協働を入れて、取り組みをすすめるべきと思います。	1件	蕨市配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知の取り組みにより、相談窓口を多くの市民の皆様にご存知いただくよう、あらゆる機会、あらゆる方法を通じて周知に努めます。また、基本目標4 関係機関との連携強化及び体制の充実の施策として掲げ、民間団体との協働につきましても、調査・研究を進めてまいります。
15	計画を真に進めていくためには、法の目的・基本理念が女性支援にあたる公的機関、民間団体、行政に浸透されることが重要と思います。	1件	本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進することにより、なお一層、関係機関に浸透されるよう取り組んでまいります。